

『防災集団移転促進事業』～高台へ移転し、津波被害を予防～

■ 防災集団移転促進事業

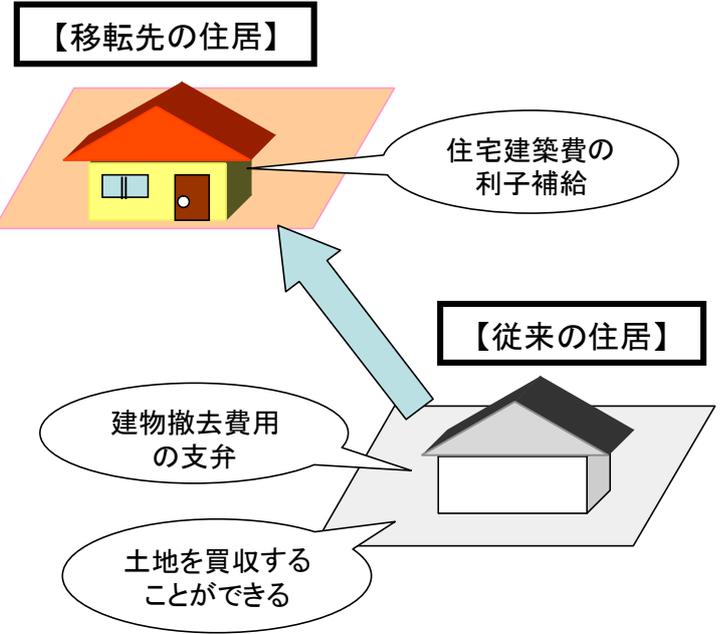
災害が発生した地域のうち、今後も引続き災害の危険性がある区域内にお住まいの方々の住宅を、安全な場所に集団で移転するために、移転先の用地の確保や必要な宅地等を国からの補助を受けながら市町村が行う事業です。

事業にかかる費用負担の区分

	市	住民
従来の土地	(※買収することができる)	○
移転先の土地	○	(借地)
移転先の住宅建設		○
住宅建設費の借入金利子	○ (利子補給)	
移転先の造成	○	
移転先の道路整備	○	
移転先の公園・緑地整備	○	
上下水道整備	○	

※移転促進区域内の全員が同意する場合

● 国の補助を受け市町村が行う助成等の内容



● 防災集団移転促進事業の流れと住民の移転の流れ

【防災集団移転促進事業】

1 移転促進区域の設定

高台移転の意向を聞いて、移転促進区域を設定

2 詳細な意向調査の実施

移転先の位置、敷地規模等について皆さんの細かな意向をお聞きします

3 事業計画の策定(策定後は国の同意を得ます)

<計画に定めるもの>

- ・移転促進区域
- ・移転する住居数
- ・住宅団地の整備に関する事項 など

4 住宅団地の整備、住宅の移転促進

- ・住宅団地の造成、道路・上下水道の整備
- ・住宅地の賃貸、従前宅地の買取りもできる
- ・住宅建設の斡旋 など

5 移転促進区域の整備

- ・非住居地域には漁港、公園などを整備
- ・災害危険区域に指定(基準法39条)

【住宅の移転】

① 移転促進区域の設定

集落単位に事業の実施意向を確認します(事業実施の場合は、従前の区域を移転促進区域に設定)

② 意向調査への回答

移転先の意向を市町村に伝えます(移転先の位置、敷地規模など)

③ 従前宅地の売却

事業者である市町村に時価で従前宅地を譲渡することができる

④ 移転先宅地の賃借・住宅建設・引越し

移転先宅地を市町村から借地し、引渡しを受けてから移転先の住宅を建設・引越し

⑤ 従前地の災害危険区域の指定

今後住宅建設が行われないよう建築制限を行います

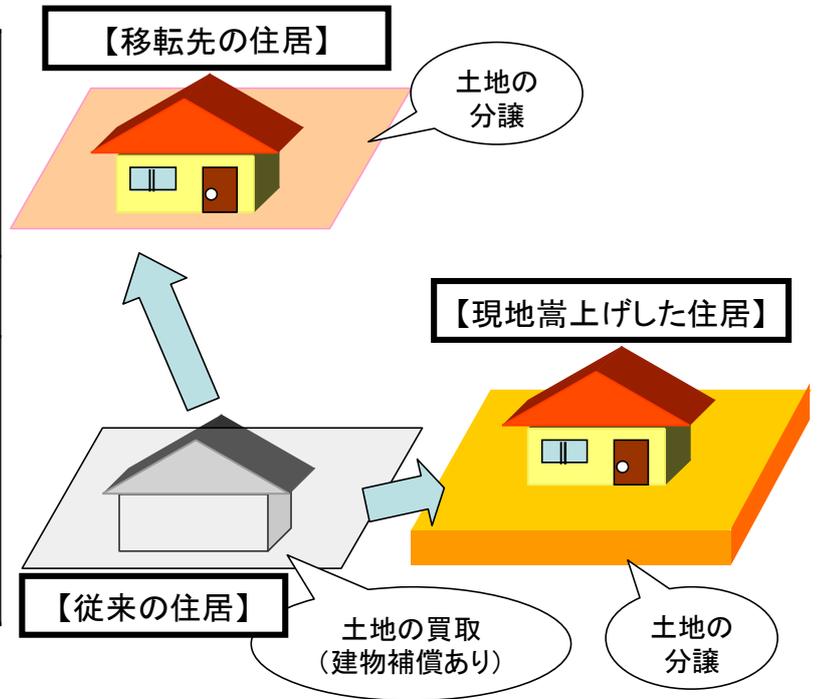
『漁業集落環境整備事業』～漁村の生活環境の整備～

■ 漁業集落環境整備事業

水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村の生活環境の改善や漁村の活性化等を推進するための事業です。

事業にかかる費用負担の区分

	市	住民
従来土地	買収	
移転先土地	一時買収 ⇒売却	○買取
移転先住宅建設		○
嵩上げた土地	一時買収 ⇒売却	○買取
嵩上げた土地の住宅建設		○
住宅建設費の借入金利子		○
移転先の造成	○	
移転先の道路整備	○	
移転先の公園・緑地整備	○	
上下水道整備	○	



● 漁業集落環境整備事業の流れと住民の移転の流れ

【漁業集落環境整備事業】

1 漁業集落環境整備事業基本計画の策定

<計画に定めるもの>

土地利用高度化再編、漁業集落道、漁業集落排水施設、緑地・広場、住宅等の代替用地の計画など

2 農林水産大臣の承認

事業基本計画について、県に提出し、国の承認を獲ます

3 詳細な意向調査の実施

移転先の位置、敷地規模等について皆さんの細かな意向をお聞きします

4 住宅団地の整備、住宅の移転促進

- ・土地利用高度化再編、住宅等の代替用地造成、集落道・集落排水施設等の整備
- ・従前宅地の買取り
- ・再編集落、移転先の土地の分譲

5 用地整備

- ・集落内の共同施設、緑地・広場、防災施設等の整備

【住宅等の移転】

① 移転、土地利用高度化再編の意向の把握

住戸ごとに移転意向を確認します（土地利用高度化再編整備の区域と用地整備の区域を基本計画に記載）

② 従前宅地の売却

土地利用高度化再編整備の区域と用地整備の区域の土地を事業者である市に売却します（建物補償あり）

現地嵩上げの場合

③ 仮住居への移転

仮設住宅等へ一時的に転居します。

④ 再編整備区域の整備

市が宅地の嵩上げ、集落道の整備、安全施設の整備などを行います。

⑤ 宅地の購入・住宅建設・引越し

嵩上げ・再編した宅地を購入し、引渡しを受けてから住宅を建設・引越し

高台移転の場合

③ 用地整備

市が移転先の整備を行います。

④ 移転先宅地の購入・住宅建設・引越し

移転先の宅地を購入し、引渡しを受けてから住宅を建設・引越し

⑤ 用地整備

移転跡地への共同施設、緑地・広場、防災施設等の整備